

大阪市危機事態連絡調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 危機事態の発生時において、迅速かつ的確に事態に対処するため、大阪市危機事態連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 危機事態に関する情報の収集、分析及び共有に関すること。
- (2) 危機事態に対処するための総合的な調整に関すること。
- (3) 危機事態に対処するための方針の検討に関すること。
- (4) その他危機事態に対処するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 連絡調整会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、危機管理監とする。
- 3 副議長は、危機管理室長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者のうちから危機管理監が指名する。

(会 議)

第4条 議長は、連絡調整会議を招集する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に連絡調整会議への出席を求めることができる。
- 4 委員は、必要に応じて議長に連絡調整会議の開催を求めることができる。

(庶 務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、危機管理室において処理する。なお、必要に応じて関係する局、室及び区の協力を得ることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月16日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

- 1 大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織の長
- 2 大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織の長
- 3 会計室長、消防局長、水道局長、教育長、市会事務局長、行政委員会事務局長並びに中央卸売市場長
- 4 24 区の区長